

## 三重県総合博物館 ミュージアムパートナー規約

### (名称)

第1条 本会の名称は「三重県総合博物館 ミュージアムパートナー」とする。本会の所在地は三重県津市一身田上津部田3060に置く。

### (目的)

第2条 本会は、博物館とともに三重の自然と歴史・文化について探究し、広くその価値を発信する活動を行う。また、博物館の良きパートナーとして博物館の価値を高めると共に、多様な人々が集い学び合う場としての効果を活かし、より良い地域を創造していくことを目的とする。

### (事業)

第3条 本会は、次の事業を行う。

- (1) 三重の自然や歴史・文化の探究に関わる事業。
- (2) 会報並びに広報媒体の発行。
- (3) 三重をフィールドとした本会あるいは博物館の活動成果を発信するために必要な事業。
- (4) 会員の交流を促進し、多様な分野の学習を深めるための事業。
  - 2 会員の交流と学習を促進することを目的に、グループを結成する。
  - 3 グループに関することは、別途内規に定める。
- (5) 本会及び博物館の普及・発展のために必要な事業。
- (6) その他、本会の目的達成に必要な事業。

### (会員及び会費)

第4条 本会は、第2条に定める目的に賛同する個人・団体などで構成する。ただし高校生については、事前に保護者の承諾を得ることが必要である。会員の種類は次のとおりとし、会員には会員証を交付する。

- (1) 一般会員 年額3,000円を納めた個人。
  - (2) 家族会員 年額4,000円を納めた生計を一にする家族。
  - (3) 高校生会員 年額2,000円を納めた高校生の個人。
  - (4) 賛助会員（個人又は家族） 年額10,000円を納めた個人又は家族。  
賛助会員（団体等） 年額30,000円以上を納めた団体等。
- 2 会員の期間は、入会年の4月1日から翌年の3月31日までの1年間とする。
  - 3 本会の会員が所定の期限までに会費を納入しないときは、退会したものとする。
  - 4 会員が退会した場合であっても、既に納入した会費はこれを返還しない。
  - 5 会費には、グループ活動に際しての保険費用は、会費には含まない。
  - 6 会費の管理は、会計が行う。
  - 7 一般会員、家族会員、高校生会員については、年度の後半（10月以降）に加入する場合、年会費を半額とする。
  - 8 本会を退会しようとする会員は、年度内に退会届けを提出することとする。

(特典)

第5条 会員は、次の特典を受けることができる。

- (1) 会報、博物館ニュース、博物館の各種催し案内等の情報提供。
- (2) 本会の主催する事業に参加することができる。
- (3) 会員としての活動に際し、博物館施設の利用上の便宜。
- (4) 賛助会員（個人又は家族・団体等）については、情報誌に名前・団体名を掲載することができる。

(役員及び監査)

第6条 本会に次の役員及び監査を置く。

- 2 役員は役員会を組織し、会の運営にあたる。
- 3 役員会は互選により、役職を定める。  
会長（1名） 本会を代表し、会の事務事業等を総理する。  
副会長（2名） 会長を補佐し、会長に事故ある時は、代理として本会の円滑な運営を行う。  
庶務会計（2名） 本会の会計を行う。  
運営委員（上記3役を除く全ての役員） 本会の目的を達成するための事務運営にあたる。
- 4 運営委員のうち1名は、博物館職員を充てる。
- 5 役員の他に、監査2名を定め、会計及び事業の執行状況の監査を行う。

(役員及び監査の選任)

第7条 役員及び監査は、会員の中から、自薦・他薦を含めて本会の運営に積極的な活動が期待できる適任者を選ぶものとする。

- 2 役員及び監査の選任は、総会において行う。
- 3 役員及び監査の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 4 役員及び監査は、相互に兼ねることができない。

(会議)

第8条 本会の会議に、総会、役員会を設ける。

(総会)

第9条 総会は毎年1回開催し、会長が招集する。その他、会長が必要と認める場合、招集することができる。

- 2 総会においては、事業計画、事業報告、予算、決算、役員の選任、その他本会の運営に関わる事項を諮るものとする。
- 3 総会の議事は、出席者の過半数により議決する。
- 4 総会の議長は、出席者の中からその都度選任するものとする。

(役員会)

第10条 役員会は、会長、副会長、会計、運営委員で構成し、必要の都度会長が招集する。

2 役員会の議長は、会長があたるものとする。

(事務局)

第11条 事務局は、本会の運営に係る事務全般を執行する。

2 事務局は、企画、情報、庶務会計の業務を行う会員からなる。

(設立年月日)

第12条 設立年月日は平成26年2月2日とする。

附則

この規約は、平成26年2月2日から施行する。

平成27年4月5日一部改正・施行。

平成29年4月3日一部改正・施行。

平成30年4月1日一部施行。

平成30年4月8日一部改正・施行。